費　用　内　訳　書

課　長	係　長	照　査	設　計

令和 8年度　　設計年月 令和 8年 9月　　工期　令和 9年 3月19日

作　業　名　低濃度PCB廃棄物処理委託（新山科浄水場他）

作 業 場 所　新山科浄水場他

作　業　費　金　　円

作　業　価　格　　円

消費税及び
地方消費税相当額　　円

京 都 市 上 下 水 道 局

作　業　概　要

本作業は、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）が排出した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度ＰＣＢ廃棄物」という。）を、受注者が適正に処理するものである。

内 訳 書 （ 総 括 ）

作　業　名	低濃度PCB廃棄物処理委託（新山科浄水場他）							
費　目	工　　種	種　　別	単位	数　量	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
作業費			式	1				
作業価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
作業費計								

低濃度 PCB 廃棄物処理委託

（新山科浄水場他）

仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適　用	☑ 適用外

1 総則

(1) 疑義

本仕様書、費用内訳書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、本作業にかかる処理費の一切は、受注者の負担とする。また、次の各号に掲げる費用も同様とする。

ア　作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。

イ　各種の試験及び検査に必要な費用。

ウ　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。

エ　官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。

オ　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

カ　特別管理産業廃棄物（以下「特管廃棄物」という。）の処理施設を設置している地を管轄する都道府県等が定める条例等により新たに生じた費用。

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア　受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ　その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明する書類を提出しなければならない。

(9) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び災害防止を図らなければならない。

ア　労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行わなければならない。

イ　施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければならない。

ウ　作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。

(10)　環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正建設省経機発第 58 号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(11)　臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(12)　資材・労務等の調達

本作業に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めなければならない。

2　作業の概要

本作業は、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）が排出した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度 PCB 廃棄物」という。）を、受注者が適正に処理するものである。

3　低濃度 PCB 廃棄物発生場所

新山科浄水場　他

発生場所詳細一覧

京都市山科区勧修寺丸山町１番地	新山科浄水場
京都市山科区日ノ岡夷谷町１７番地	旧御所水道ポンプ室
京都市伏見区桃山南大島町１０５番地１	宇治川取水ポンプ場
京都市左京区松ケ崎中海町９番地	松ケ崎浄水場

4　完成期限

令和９年３月１９日までとする。

5　処理委託物の種類及び数量

No.	廃棄物の種類	仕様・製造者	濃度 (mg/kg)	数量	合計重量 (kg)	発生場所
1	コンデンサ	500uF　日本コンデンサ工業	*注	2 台	19.6	新山科
2	コンデンサ	200uF　日本コンデンサ工業	*注	3 台	13.2	新山科
3	コンデンサ	100uF　日本コンデンサ工業	*注	3 台	5.4	新山科
4	コンデンサ	75uF　日本コンデンサ工業	*注	8 台	11.2	新山科
5	コンデンサ	50uF　日本コンデンサ工業	*注	4 台	3.2	新山科
6	コンデンサ	40uF　日本コンデンサ工業	*注	8 台	4.8	新山科
7	コンデンサ	100uF　マルコン電子	*注	1 台	0.8	新山科
8	コンデンサ	50uF　マルコン電子	*注	1 台	0.4	新山科
9	コンデンサ	30uF　東京電器	*注	1 台	0.4	新山科
10	コンデンサ	20uF　マルコン電子	*注	1 台	0.4	新山科
11	コンデンサ	15uF　マルコン電子	*注	1 台	0.2	新山科
12	コンデンサ	5.2uF　マルコン電子	*注	4 台	1.6	新山科
13	コンデンサ	500uF　ニチコン	*注	1 台	2.0	新山科
14	コンデンサ	50kVA　古河電気工業	*注	2 台	30.0	新山科
15	コンデンサ	50kVA　日新電機	*注	2 台	168.0	新山科
16	リアクトル	6kVA　日新電機	*注	1 台	270.0	新山科
17	その他	シート、トレー、分析試料検体	*注	3 台	95.3	新山科
18	コンデンサ	33uF　ニチコン	*注	1 台	2.4	新山科
19	コンデンサ	130uF　ニチコン	*注	1 台	7.4	新山科
20	コンデンサ	0.1uF　指月電機	*注	2 台	42.0	新山科
21	コンデンサ	4.2uF　マルコン電子	*注	23 台	18.4	新山科
22	油入起動抵抗器	175kW　富士電機製造	0.64	1 台	200.0	御所水道
23	零相蓄電器	光商工	*注	1 台	15.0	宇治川
24	コンデンサ	200uF　指月電機	*注	2 台	7.6	宇治川
25	コンデンサ	150uF　指月電機	*注	3 台	9.6	宇治川
26	コンデンサ	100uF　指月電機	*注	2 台	3.6	宇治川
27	コンデンサ	40uF　指月電機	*注	2 台	1.2	宇治川
28	コンデンサ	30uF　指月電機	*注	4 台	2.4	宇治川
29	コンデンサ	106kVA　三菱電機	*注	3 台	171.0	宇治川
30	リアクトル	6.38kVA　三菱電機	*注	3 台	570.0	宇治川
31	コンデンサ	50kVA　三菱電機	*注	6 台	282.0	松ケ崎
			計	100 台	1959.1	

*注:微量PCBの混入の可能性が否定できないものである。

＊１低濃度 PCB 廃棄物の性状及び外観は【別紙１】低濃度 PCB 廃棄物一覧の通りである。
＊２成分分析時に発生した分析試料検体(絶縁油)も併せて処分すること。(新山科浄水場)
＊３新山科浄水場における PCB 汚染物保管用シート、トレー、ゴム手袋等雑材も併せて処分すること。

6　作業内容

本作業は、発注者が保管する低濃度 PCB 廃棄物について、発注者が別途契約する収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が受注者の施設に搬入後、法令等に従って処理を行い、発注者に最終処分完了の報告を行う。

7　受注者の資格

本作業を受注するにあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。)」の以下の「(１)、(２)、(４)」又は「(３)、(４)」を有すること。

（１） 特管廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第１４条の４第６項）
（２） 特管廃棄物の処理施設を設置している地に関する許可（廃棄物処理法第１５条第１項）
（３） 無害化処理の認定（廃棄物処理法第１５条の４の４第１項）
（４） 以下の特管廃棄物の処理が可能
　ア　廃 PCB 等
　イ　PCB 汚染物
　ウ　PCB 処理物

8　提出書類

様式は別に定めのある場合を除き原則として京都市上下水道局のウェブサイトに掲載されている様式を使用すること。また、様式の読替え等については監督員の指示に従うこと。

なお、（３）と（４）はいずれかの提出でよい。

（１）	現場代理人通知書・変更通知書	１部
（２）	経歴書	１部
（３）	特管廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物処理施設設置許可証の写し	各１部
（４）	無害化処理に係る認定証	１部
（５）	労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し又はそれに代わるもの	１部
（６）	完成通知書（作業完了時）	２部
（７）	請求書	１部
（８）	その他必要書類等	必要部数

9　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用

受注者は、産業廃棄物の処理の際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運用しなければならない。運用に当たっては原則として電子マニフェストとする。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用は協議のうえ、変更することができる。

紙マニフェストの場合、処分終了時の発注者（排出事業者）への報告は、マニフェストの返送をもってこれに代えることとする。

報告内容に疑義がある場合、発注者（排出事業者）から受注者へ確認を行うことがある。

１０　支払方法

（１）発注者は、受注者の提出する受渡確認票又は紙マニフェストＥ票及び完成通知書を受領した後に、当該業務の履行確認を行う。

（２）発注者は、履行確認後に受注者の発行する請求書に基づき支払いを行う。

１１　契約の解除等

（１）　発注者及び受注者は、相手方が法令で定める義務を満たさなくなったとき又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、協議のうえ、相互に本契約を解除することができる。

（２）　発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度ＰＣＢ廃棄物について、処分が未だに完了していないものがあるときは、次の措置を講じなければならない。

ア　受注者の義務違反により発注者が解除した場合
受注者の費用負担において許可を有する別の業者で処分しなければならない。
なお、受注者が処分を再委託するにあたっては廃棄物処理法第１４条第１６項を遵守すること。

イ　発注者の義務違反により受注者が解除した場合
発注者の費用負担において発注者が低濃度ＰＣＢ廃棄物を引き取らなければならない。

１２　その他

（１）本業務の実施にあたって、監督員、受注者及び収集運搬業者と十分に協議を行い、作業方法や工程等を決定すること。

（２）本件の収集運搬は、発注者が別途契約する収集運搬業者により令和９年１月頃に行う予定である。

（３）受注者は、作業の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。
また、履行期間終了後及び契約解除後も同様とする。

（４）本仕様書に記載の事項に変更があった場合、発注者から現場代理人に文書にて伝達する。

【別紙１】低濃度PCB廃棄物一覧

新山科浄水場

・コンデンサ





新山科浄水場

・コンデンサ







新山科浄水場

・リアクトル



・その他



＊分析試料検体(容器含む)も処分

旧御所水道ポンプ室

・油入起動抵抗器



宇治川取水ポンプ室

・コンデンサ





・零相蓄電器、リアクトルは盤の外から撮影不可であったため写真はありません

松ケ崎浄水場

・コンデンサ



